

630 栃木県単独農業農村整備事業

所管省庁等	県単	県担当課等	農地整備課 水利保全担当
事業の種類	⑫		

1 事業の目的・趣旨

市町村や土地改良区等が実施する小規模な農業生産基盤の整備や生活環境・農村環境の整備並びに地域資源の保全に向けた整備を支援し、農業・農村の持続的な発展を図る。

2 根拠法令等

栃木県単独農業農村整備事業補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 1 日制定）

3 対象事業

- (1) 農業生産基盤整備事業
- (2) 農村生活環境整備事業
- (3) 農業用施設管理事業
- (4) 地域資源保全事業

4 補助対象期間

単年度

5 補助対象経費

上記対象事業施工に必要な費用に対して交付する。（但し、市町村が事業費の 20%以上の助成を行うものに限る。）

6 財政支援措置（補助率等）

- (1) 農業生産基盤整備事業（農道整備）※1：市町村の財政力指数（最新の 3 年平均値）が、
  - ・ 県の財政力指数未満 40/100 以内
  - ・ 県の財政力指数以上 1.00 未満 30/100 以内
  - ・ 1.00 以上 20/100 以内
- "（農道整備を除く）※2：35/100 以内
- (2) 農村生活環境整備事業：50/100 以内
- (3) 農業用施設管理事業（農地防災整備）：50/100 以内
- "（農地防災整備を除く）：35/100 以内
- (4) 地域資源保全事業：50/100 以内

※1 過疎地域自立促進特別措置法及び山村振興法により指定された地域にあっては、10/100 加算。

※2 旧市町村単位の林野率 50%以上の地域にあっては、10/100 加算。

7 事業主体

市町村、土地改良区、農業協同組合、その他知事が適当と認めるもの

8 交付申請・交付決定等のスケジュール

- ・ 前年度に市町長から所管の農業振興事務所長を経由し、事業実施要望地区別調書を提出。
- ・ 当該年度の事業採択後に、補助金交付申請書の提出。

9 最近の事例

平成 26 年度：82 地区

10 HP アドレス等

なし